

23日獣発第11号  
平成23年4月8日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根 義久  
(公印及び契印の押印は省略)

## 農林水産大臣の指定する小動物臨床研修診療施設の追加指定について

今般、平成23年3月28日付け22消安第9811号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、別添写しのとおり通知がありました。

このたびの通知は、動物臨床医学研究所グループ（基幹施設：倉吉動物医療センター・山根動物病院（鳥取県倉吉市））が小動物臨床研修診療施設として指定されることに伴う告示の改正について関係者に周知するとともに、社会の要請に応え得る臨床獣医師の養成のため、診療を業としようとするすべての獣医師に対し臨床研修を行うことができるよう、臨床研修診療施設の体制整備について協力願いたいとするものです。

獣医師の卒後臨床研修を実施する農林水産大臣の指定する診療施設については、平成21年2月26日付け20日獣発第255号により「臨床研修診療施設の指定について」が一部改正され、特に小動物診療施設について指定基準が一部緩和されるとともに、より具体的に定められたことについて通知したところですが、今後とも卒後臨床研修制度の整備・推進のため、臨床研修診療施設の指定申請の奨励等、貴会関係者に対する積極的な対応をお願いします。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 松岡

TEL 03-3475-1601



22消安第9811号  
平成23年3月28日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長畜水産安全管理課長

獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件（告示）の一部改正について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各都道府県畜産主務部長及び獣医学関係大学宛て通知しましたので、御留意されるとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

また、社会の要請に応え得る獣医師の養成のため、診療を業務とするすべての獣医師が臨床研修を行うことができるよう、臨床研修を行う診療施設の体制整備については、貴会の特段の御協力をお願いいたします。



22消安第9811号

平成23年3月28日

北海道農政部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件（告示）の一部改正について（通知）

このことについて、下記の診療施設が、獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する診療施設（共同して小動物の臨床研修を行う診療施設）として指定され、別添のとおり告示の一部が改正されましたのでお知らせします。

記

臨床研修診療施設群名	診療施設名	所在地
動物臨床医学研究所グループ	倉吉動物医療センター・山根動物病院(基幹診療施設)	鳥取県倉吉市
	舞鶴動物医療センター	京都府宮津市
	米子動物医療センター	鳥取県米子市
	山陽動物医療センター	岡山県赤磐市
	小出動物病院	岡山県小田郡矢掛町
	シラナガ動物病院	山口県周南市
	宇野動物病院	愛媛県四国中央市



22消安第9811号  
平成23年3月28日

国立大学法人北海道大学大学院 獣医学研究科長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件（告示）の一部改正について（通知）

このことについて、下記の診療施設が、獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する診療施設（共同して小動物の臨床研修を行う診療施設）として指定され、別添のとおり告示の一部が改正されましたのでお知らせします。

記

臨床研修診療施設群名	診療施設名	所在地
動物臨床医学研究所グループ	倉吉動物医療センター・山根動物病院(基幹診療施設)	鳥取県倉吉市
	舞鶴動物医療センター	京都府宮津市
	米子動物医療センター	鳥取県米子市
	山陽動物医療センター	岡山県赤磐市
	小出動物病院	岡山県小田郡矢掛町
	シラナガ動物病院	山口県周南市
	宇野動物病院	愛媛県四国中央市

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(財務七)
- 統合幕僚学校組織規則の一部を改正する省令(防衛三)

### 〔告 示〕

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の規定に基づき、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村を指定する件(総務一〇四)
- 商標法条約のイタリア共和国による批准に関する件(外務一〇二)
- 食糧援助に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二〇三)

- 首都ピエンチャン市公共バス交通改善計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二〇四)

- 国営テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二〇五)
- シエラレオネ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二〇六)
- スーダン共和国における紛争の影響を受けた児童の保護計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件(同二〇七)

- キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二〇八)
- ナウル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナウル共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二〇九)
- バヌアツ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二一〇)

- 薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件(厚生労働七七、七八)
- 平成二十二年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四第三項及び第五第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補正係数及び一人平均所得額を定める件(同七九)

- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(同八〇)
- 種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産六六四)
- 保安林の指定をする件(同六六五、六六九)
- 保安林の指定を解除する件(同六七〇、六七四)
- 獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件(同六七五)
- エネルギーの使用の合理化に関する法律第三十九条の規定に基づき登録調査機関として登録した件(経済産業五〇)
- 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法等の一部を改正する件(国土交通三〇八)
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の造船業基盤整備事業協会法の納付金率を定めた件(同三〇九)
- 船員法第百四条第一項の市町村長を指定する告示の一部を改正する件(同三一〇)

### 四 内閣 最高裁判所

- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕

九

- 裁判所
- 相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
- 地方公共団体
- 公債償還(東京都区) 関係
- 会社その他

三

八 七 五 四

- 〔叙位・叙勲〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示(経済産業省)
- 労働
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)
- 最低賃金の改正決定に関する公示(岩手労働局最低賃金公示一)
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 適格機関投資家、金融商品取引業者
- 営業保証金取戻し、前払式支払手段
- 発行者の発行保証金に係る債権の申出、公示送達、鉱業法第一八九条関係

二 二 二 九

○農林水産省告示第六百七十五号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六條の二第一項の規定に基づき、平成十八年四月三日農林水産省告示第五百二十六号（獣医師法第百八十六條の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 一の表兵庫県農業共済組合連合会家畜臨床総合研究所臨床研修診療施設群の項の次に次のように加える。

動物臨床医学研究所グループ	倉吉動物医療センター・山根動物病院（基幹診療施設） 舞鶴動物医療センター 米子動物医療センター 山陽動物医療センター 小出動物病院 シラナガ動物病院 宇野動物病院	鳥取県倉吉市 京都府宮津市 鳥取県米子市 岡山県赤松市 岡山県小田郡矢掛町 山口県周南市 愛媛県四国中央市
---------------	---	---



《参考：改正後全文》

4 畜 A 第 2 2 6 4 号  
平成 4 年 9 月 2 1 日  
平成 9 年 1 1 月 1 2 日  
一 部 改 正  
平成 1 8 年 1 月 2 6 日  
一 部 改 正  
平成 2 1 年 2 月 1 6 日  
一 部 改 正

各都道府県知事 殿

農林水産省畜産局長

### 臨床研修診療施設の指定について

獣医師法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 4 5 号）の施行に伴い、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後においても大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修を行うよう努める旨の規定が追加され（獣医師法（昭和 2 4 年法律第 1 8 6 号）第 1 6 条の 2 第 1 項）、農林水産大臣は、診療施設を指定しようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聴かなければならないこととされた（獣医師法第 1 6 条の 2 第 2 項）。

今般、農林水産大臣が診療施設を指定するに当たり、その基準とする臨床研修診療施設指定基準を獣医事審議会における検討結果を受け別記 1 及び 2 のとおり定めるとともに、臨床研修診療施設の指定に係る申請手続き等を下記のとおりとしたので、了知されるとともに、関係者への周知徹底に遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 1 産業動物臨床研修診療施設について

- (1) 牛、豚等の産業動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、獣医師法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、別記様式第 1 号又は第 2 号の申請書を農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 農林水産大臣は、前記(1)の申請書を提出した診療施設の中から、臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。なお、指定に当たっては、必要に応じて当該診療施設の現地調査等を実施するものとする。

- (3) 農林水産大臣は、獣医師法第16条の2第1項の規定により診療施設の指定をしようとするときは、獣医師法施行規則（昭和24年農林水産省令第93号）第10条の3の規定に基づき当該診療施設の開設者の同意を得るものとされているが、当該同意については、前記(1)の申請書の提出をもって同意がなされたとみなすものとする。
- (4) 獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定を受けた診療施設の開設者は、当該施設を廃止する等により臨床研修を実施できなくなった場合（当該施設の整備内容の変更により産業動物臨床研修診療施設指定基準を満たさなくなった場合及びそのおそれがある場合を含む。）並びに当該施設の名称及び住所に変更があった場合は、速やかに農林水産大臣にその旨を報告するものとする。

## 2 小動物臨床研修診療施設について

- (1) 犬、猫等の小動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、別記様式第3号の申請書を農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 農林水産大臣は、前記(1)の申請書を提出した診療施設の中から、臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。なお、指定に当たっては、必要に応じて当該診療施設の現地調査等を実施するものとする。
- (3) 農林水産大臣は、獣医師法第16条の2第1項の規定により診療施設の指定をしようとするときは、獣医師法施行規則第10条の3の規定に基づき当該診療施設の開設者の同意を得るものとされているが、当該同意については、前記(1)の申請書が提出されている場合は、当該申請をもって同意がなされたとみなすものとする。
- (4) 獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定を受けた小動物診療施設（以下「指定小動物臨床研修診療施設」という。）の開設者は、当該診療施設の廃止等により臨床研修を実施できなくなった場合（当該施設の整備内容の変更により、小動物臨床研修診療施設指定基準を満たさなくなった場合又はそのおそれがある場合を含む。）並びに当該施設の名称及び住所に変更があった場合は、速やかに農林水産大臣にその旨を報告するものとする。
- (5) 指定小動物臨床研修診療施設の開設者にあつては、獣医師法第16条の3に基づく臨床研修の報告及び概要を、別記様式第5号により農林水産大臣あてに提出するものとする。



## 産業動物臨床研修診療施設指定基準

産業動物臨床研修診療施設は、以下に掲げる要件を備えたものであること。

- 1 研修を単独で行う診療施設は、次に掲げる要件を備えたものであること。
  - (1) 常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いる施設であること。
  - (2) 指導獣医師（研修獣医師（臨床研修を受ける獣医師をいう。以下同じ。）に対する指導を行う獣医師をいう。以下同じ。）が確保されていること。また、指導獣医師は、伝染性疾病のまん延防止、畜産物の安全の確保等について教育訓練等を受け、かつ、十分な臨床経験を有すること。
  - (3) 臨床研修の計画的な実施に当たり研修委員会を設置していること。
  - (4) 指導獣医師の中から研修指導責任者を選出し、円滑に臨床研修を行い得る体制であること。また、研修委員会には研修獣医師の研修進捗状況、意見、要望等の把握のため必ず研修指導責任者及び指導獣医師（研修指導責任者を除く。）を構成員に含めること。
  - (5) 診療した飼育動物の種類、病態、疾患ごとの症例数などを少なくとも毎年度集計、解析できるよう診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。
  - (6) 年間の診療件数が臨床研修を行うために十分であること。
  - (7) 疾病の原因究明のための検案を行い得る体制を有していること。
  - (8) 臨床検査及び手術を行い得る体制を有していること。
  - (9) 研修に必要な施設、診療に関する最新の知見を得るための図書等の整備が適切に行われていること。
  
- 2 複数の診療施設が統一的な臨床研修計画に基づき産業動物の診療業務に関する臨床研修を相互に連携して実施する場合は、複数の診療施設を臨床研修診療施設群として指定する。この場合、診療施設群は、群として1の(3)から(9)までの要件及び次に掲げる要件を備えたものであること。
  - (1) 診療施設群には、基幹診療施設を置くものとし、基幹診療施設とその他の診療施設とは相互に臨床研修について連携ができる体制にあること。
  - (2) 個々の診療施設において常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いること。
  - (3) 個々の診療施設において1の(2)の要件を満たす指導獣医師が確保されていること。
  - (4) 研修指導責任者は基幹診療施設の指導獣医師の中から選出すること。

### 小動物臨床研修診療施設指定基準

小動物臨床研修診療施設は、以下に掲げる要件を備えたものであること。

- 1 「臨床研修目標の制定について」(平成5年3月25日付け5畜A第191号農林水産省畜産局長通知)に定める臨床研修目標を踏まえ、研修計画、指導体制その他必要な事項を定めた研修プログラムを有していること。
- 2 研修プログラムに基づく研修を単独で行う診療施設(以下「単独型臨床研修施設」という。)にあっては、当該プログラムの管理及び評価並びに研修獣医師(臨床研修を受ける獣医師をいう。以下同じ。)の研修目標達成度の評価を行い得る体制を有する研修委員会を設置していること。
- 3 同一の研修プログラムに基づく研修を他の診療施設と共同して行う診療施設(以下「協力型臨床研修施設」という。)にあっては、臨床研修全体を管理する基幹診療施設を置き、基幹診療施設とその他の診療施設と相互に臨床研修について連携ができる体制にあること。具体的には以下の要件を満たすこと。
  - (1) 連携して、研修プログラムの管理及び評価並びに研修獣医師の研修目標達成度の評価を行い得る体制を有する研修委員会を設置すること。
  - (2) 定期的に合同症例検討会を行うこと。
  - (3) 獣医師の往来及び医療機器の共同利用が可能であること。
- 4 単独型臨床研修施設にあっては、常に勤務する獣医師が原則5名以上であること。また、協力型臨床研修施設の基幹診療施設にあっては原則3名以上及びその他の診療施設にあっては原則2名以上であること。

ただし、常に勤務する獣医師には臨床経験年数が1年未満の獣医師は算入しないこと。
- 5 指導獣医師(研修獣医師に対する指導を行う獣医師をいう。以下同じ。)が十分に確保されていること。指導獣医師は臨床経験年数が原則10年以上で、以下のいずれかの要件を満たす者であること。
  - (1) 大学の獣医学に関する学部又は学科での臨床教員歴を3年以上有すること。
  - (2) 獣医学に関する学会又は研究会等が実施する研修等の受講歴及び最近の3年間に於いて相応の業績\*を有すること。
  - (3) 獣医学に関する学会又は研究会等が認める認定医であること及び最近の3年間に

において相応の業績を有すること。

(4) 獣医学に関する学会又は研究会等が認める専門医であること。

\*「相応の業績」とは、日本学術会議協力学術研究団体が発行し、審査体制のある雑誌に少なくとも1本の臨床に関する論文を掲載すること及び年1回程度の学会での発表の実績を有することをいう（共同研究者としての論文掲載及び学会発表を含める。）。

6 指導獣医師の中から研修指導責任者を選出し、円滑に臨床研修を行い得る体制であること。また、研修委員会には研修獣医師の研修進捗状況、意見、要望等の把握のため必ず研修指導責任者及び指導獣医師（研修指導責任者を除く。）を構成員に含めること。

なお、協力型臨床研修施設にあっては、研修指導責任者は基幹診療施設の指導獣医師の中から選出すること。

7 診療した飼育動物の種類、病態、疾患ごとの症例数などを少なくとも毎年度集計、解析できるよう診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。

8 年間の診療件数及び診療内容が臨床研修を行うために十分であること。

9 基本的な臨床検査及び手術を行い得る体制であること。具体的には血液・尿・糞便検査等を行う検査機器、エックス線装置、画像診断医療機器、手術施設等を設置していること。

ただし、協力型臨床研修施設にあっては、3（3）の医療機器の共同利用により施設・設備が補完される場合は、この限りではない。

10 疾病の原因究明のための検案を行い得る体制を有していること。

11 研修に必要な施設、診療に関する最新の知見を得るための図書等の整備が適切に行われていること。

12 大学の獣医学に関する学部又は学科の附属施設である飼育動物の診療施設（以下「大学の診療施設」という。）と連携して臨床研修を行う体制が整備されている協力型臨床研修施設にあっては、8から11までの要件については、これらの要件に係る大学の診療施設の状況を併せて考慮するものとする。

別記様式第 1 号

年 月 日

農林水産大臣 あて

申 請 者 (診療施設の開設者)

所 在 地

代表者氏名

印

産業動物臨床研修診療施設の指定申請について

下記の診療施設について、獣医師法第 16 条の 2 の規定に基づく臨床研修を行う診療施設として指定を受けたいので、別添調査表を添え申請します。

記

診療施設の名称

所 在 地

診療施設の管理者氏名

別記様式第2号

年 月 日

農林水産大臣 あて

申請者（基幹診療施設の開設者）  
所在地  
代表者氏名

印

産業動物臨床研修診療施設群の指定申請について

下記の診療施設について、獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修を行う診療施設として指定を受けたいので、別添調査表を添え申請します。

記

診療施設群の名称： \_\_\_\_\_

診療施設名	開設者名	所在地
(基幹診療施設)		
(その他の診療施設)		

注) 基幹診療施設の開設者は、診療施設群として指定を受けようとする各診療施設と協議の上、代表して申請を行うこと。

# 調 査 表

1 作成責任者	所属： _____ 氏名： _____ 連絡先： TEL _____ E-mail _____							
2 診療施設名	所属： _____	所在地： _____						
3 診療施設開設年月日	年      月      日							
4 診療獣医師数： _____ 人（うち指導獣医師数： _____ 人） [指導獣医師については別紙略歴書を添付]								
5 研修指導責任者[別紙略歴書を添付]	所属： _____	氏名： _____						
6 病歴の管理 ①診療簿等の保管期間 _____ 年 ②管理状況及び利用状況 [日常の診療における活用方法等具体的に記入]								
7 年間診療件数 [過去3年間の実績、単位：頭羽数]								
	牛	馬	豚	めん山羊	鶏	犬	猫	その他
年度								
年度								
年度								
平均①								
①/診療に従事する獣医数								
8 剖検の実施状況 [家保等へ患畜等の剖検を依頼し、診療施設の獣医師が剖検に全く関与しない場合を除き、往診先で実施する場合を含む。]								
①剖検の実施の有無（有・無） [①が有の場合]								
②実施場所（自施設、他施設（具体的名称： _____ ）、併用）								
③自施設における剖検施設 ア 解剖室の有無（有・無） イ 焼却炉の有無（有・無）								
④年間実施件数 [過去3年間の実績、単位：頭羽数]								
	牛	馬	豚	めん山羊	鶏	犬	猫	その他
年度	自施設							
	他施設							
年度	自施設							
	他施設							
年度	自施設							
	他施設							
平均	自施設							
	他施設							

<p>9 臨床検査 [民間検査施設等へ検査を外注する場合を除く。]          ① 臨床検査 [血液検査、血液生化学検査等] の実施の有無 (有・無)          [①が有の場合]          ② 実施場所 (自施設、他施設 (具体的名称: _____)、併用)          ③ 従事者数</p>								
	選任従事者数 (うち獣医師数)	兼任従事者 (うち獣医師数)						
(施設名)	人 (      ) 人	人 (      ) 人						
<p>④ 専用の検査室の有無 (有・無)          ⑤ 検査施設の整備状況 [[施設名] の欄には施設の名称を記入、検査室がない場合は検査室数、合計面積は記入しない。]</p>								
	検査室数	合計面積	主な備品の設置状況 [概ね 50 万円以上の物品]					
(施設名)	室	m <sup>2</sup>						
<p>10 外科的手術の実施状況          ① 外科的手術実施の有無 (有・無)          [①が有の場合]          ② 実施場所 (自施設 (往診先での実施を含む。)、他施設 (具体的名称: _____)、併用)          ③ 年間実施件数 [過去 3 年間の実績、単位: 頭羽数]</p>								
	牛	馬	豚	めん山羊	鶏	犬	猫	その他
年度	自施設							
	他施設							
年度	自施設							
	他施設							
年度	自施設							
	他施設							
平均	自施設							
	他施設							
<p>④ 手術施設の整備状況 [[施設名] の欄には診療施設等の名称を記入、往診時のみに手術を行う場合は、手術室数及び合計面積は記入しない。]</p>								
	手術室数	合計面積	主な備品の設置状況 [概ね 50 万円以上の物品]					
(施設名)	室	m <sup>2</sup>						
<p>11 その他の施設          ① 診察室の有無 (有・無)          [①が有の場合]          診察室数: _____ カ所、合計面積: _____ m<sup>2</sup></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>② 入院施設の有無 (有・無)          [②が有の場合]          収容能力 (収容可能畜種: _____、収容能力: _____ 頭 ((畜種名) 換算)、合計面積 _____ m<sup>2</sup>)</p>								

③調剤室の有無（有・無）

[③が有の場合]

調剤室数： カ所、合計面積： m<sup>2</sup>

④主な研修機器の整備状況 [ビデオ、スライドプロジェクター等]

⑤臨床研修に利用できる部屋の有無（有・無）

[⑤が有の場合]

室数： カ所、収容能力： 人

⑥主な診療用機器の整備状況 [9の⑤、10の④の機器を除く。概ね50万円以上の物品を記入。]

⑦診療車台数（ ）台

1 2 臨床研修用図書、資料

①図書室の有無（有・無）

②図書、資料の整備状況

図書数： 冊

雑誌数： 種類、合計 冊

③図書、資料の管理及び活用状況 [日常の診療における活用方法等具体的に記入]

1 3 臨床研修の実施状況 [別添臨床研修実施状況調査表を添付]

1 4 臨床研修受講獣医師の宿舎 [自組織以外の施設の借り上げ等を含む]

①設置の有無（有・無）

[①が有の場合]

宿泊施設の整備状況

	自施設・外部施設の別	収容人数	食事の有無	宿泊費用 [食事代を含む。]
(施設名)	(①自施設 ・ ②外部施設)	人	(①賄い有り・ ②自炊施設有・ ③自炊施設無)	

1 5 研修委員会

(1) 研修委員会の構成

委員会責任者：氏名

(所属：)

委員会構成員：氏名

(所属：)

氏名

(所属：)

氏名

(所属：)

(2) 研修委員会の開催回数： 回／年

1 6 研修計画

記入上の注意) 1 指定を受けようとする診療施設毎に作成すること。  
2 1 5 及び 1 6 の事項は基幹診療施設が記入すること。



## 臨床研修実施状況調査表

( ) 年度

研修名	実施期間	対象者	受講者数	研修の実施方法及び主な内容
			( ) 人	
			( ) 人	
			( ) 人	
			( ) 人	
			( ) 人	
			( ) 人	

- 記入上の注意)
- 1 新規採用者に対する過去3年間の臨床研修の実施状況を記入する。
  - 2 年度毎に別葉として作成する。
  - 3 研修名が特に無い場合は、内容が判るように適宜記入する。
  - 4 研修の実施方法とは、研修施設を利用した講義及び実習、診療所における診療実習等の研修方法及びその期間を記入する。
  - 5 受講者数の欄の( )内には自組織以外の受講者を記入する。但し、農業共済組合連合会において実施する臨床研修について傘下の組合に所属する獣医師を対象とした場合は、自組織に含めるものとする。

## 指導獣医師（研修指導責任者）略歴書

ふりがな氏名	生年月日	年 月 日 満 ( ) 才	獣医師免許 取得年月日	年 月 日 免許番号：
年 月	略 歴			
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				

- 記入上の注意)
- 1 指導獣医師及び研修指導責任者毎に作成する。
  - 2 獣医師免許取得から現在までの臨床経験、研修歴、学会発表等は別紙に明記すること。

## 指導獣医師（研修指導責任者）略歴書別紙

獣医師氏名：

診療施設における診療業務の経歴

臨床経験年数： 年

期 間			診療施設名・住所			
年	月	日～	年	月	日	(住所 )
年	月	日～	年	月	日	(住所 )
年	月	日～	年	月	日	(住所 )

研修歴（防疫演習、畜産物の安全性に関する講習会等含む。）、学会発表等

年月日

内容（簡潔に記載）

別記様式第3号

年 月 日

農林水産大臣 あて

所在地

診療施設の開設者\*

印

小動物臨床研修診療施設（単独型臨床研修施設）の指定申請について

下記の診療施設について、獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修を行う診療施設として指定を受けたいので、別添調査表を添え申請します。

記

診療施設の名称

所在地

診療施設の管理者氏名

\* 開設者が法人である場合、代表者氏名を併記すること。

年 月 日

農林水産大臣 あて

申請者（基幹診療施設の開設者）  
所在地  
代表者氏名

印

小動物臨床研修診療施設（協力型臨床研修施設）の指定申請について

下記の診療施設について、獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修を行う診療施設として指定を受けたいので、別添調査表を添え申請します。

記

協力型臨床研修施設の名称： \_\_\_\_\_

診療施設名	開設者名	所在地
(基幹診療施設)		
(その他の診療施設)		

注) 基幹診療施設の開設者は、協力型臨床研修施設として指定を受けようとする各診療施設と協議の上、代表して申請を行うこと。

# 調査表

(平成 年 月現在)

1 作成責任者	所属： 連絡先：TEL	氏名： E-mail
2 診療施設	施設名：	開設者の名称：
3 診療施設開設年月日	年	月 日
4 研修プログラム 研修目標、研修計画、指導体制及びその他必要な事項を定めたプログラム (添付すること)		
5 研修プログラムの管理及び評価並びに研修獣医師の研修目標達成度の評価を行う体制 (1) 研修委員会の構成 委員会責任者 : 氏名 (所属 : ) 委員会構成員 : 氏名 (所属 : ) 氏名 (所属 : ) 氏名 (所属 : )  (2) 研修委員会の開催回数 : 回/年 (3) 研修獣医師の研修目標達成度の評価方法 (具体的な内容) :  ----- (4) 合同症例検討会の開催計画  (5) 獣医師の往来 (獣医師の派遣や診療援助などの状況)  (6) 医療機器の共同利用 (CTやMRIなど、医療機器の共同利用の実績)		

6 常に勤務する獣医師の数： 人（うち指導獣医師数\* 人）  
 研修指導責任者氏名：  
 [\*指導獣医師については、別紙略歴書を添付すること]

7 病歴の管理

- ①診療簿等の保存期間： 年
- ②診療簿の管理状況：（書面による保存・電子的保存）
- ③利用状況（症例についての集計・解析状況等）：

8 年間の診療件数

動物種	犬				猫			
	全件数	予防注射	寄生虫予防	手術	全件数	予防注射	寄生虫予防	手術
平成 年度								
平成 年度								
平成 年度								
動物種	小鳥				その他**			
	全件数	予防注射	寄生虫予防	手術	全件数	予防注射	寄生虫予防	手術
平成 年度								
平成 年度								
平成 年度								

\*\*その他の動物内訳（全件数）

- ①動物種： 件数：
- ②動物種： 件数：
- ③動物種： 件数：

9 診療施設が所有している検査機器

血液・尿・糞便検査用機器 ( )

エックス線装置 ( )

画像診断機器 ( )

その他医療機器 ( )

外部に検査等を委託する体制  
( )

10 検案を行い得る体制 (具体的な内容)

11 その他施設等

①手術施設 (有・無)

手術室に装備されている医療機器

( )

②入院施設 (有・無)

収容能力 (収容可能動物種: 、収容頭数: 頭)

伝染性疾病用収容施設 (有・無)

③調剤を行う施設 (有・無)

採光、照明及び換気の状態 ( )

冷暗貯蔵設備 (有・無) (概要: )

④消毒設備 (有・無) (概要: )

⑤図書及び資料の整備 (有・無)

図書室 (有・無) (専用の図書室は要件としない)

図書数: 冊

(主な図書: )

雑誌数: 種類

(主な雑誌: )

購入する図書及び雑誌の費用 (およそ 円/年)

⑥獣医師以外の雇用者人数: 人

1 2 大学の診療施設との連携

大学の診療施設の名称：

大学との連携が必要な理由：

大学との連携により補完される要件等：

その他（合同症例検討会の開催計画等）：

- 記入上の注意）
- 1 指定を受けようとする診療施設毎に作成すること。
  - 2 単独型臨床研修施設にあつては5（4）～（6）及び1 2の事項を記入する必要はない。
  - 3 協力型臨床研修施設にあつては、4、5及び1 2の事項は基幹診療施設が記入すること。



(別紙)

## 略 歴 書

獣医師氏名：

獣医師名簿の登録事項

登録番号：

登録年月日：

診療施設における診療業務の経歴

臨床経験年数： 年

期 間	診療施設名・住所
年 月 日～ 年 月 日	(住所 )
年 月 日～ 年 月 日	(住所 )
年 月 日～ 年 月 日	(住所 )

獣医学に関する学会・研究会の所属及び活動状況

所属学会・研究会

入会年月日 学会名  
年 月 日

研修の受講状況

受講年月日 学会名 研修名  
年 月 日

学会・研究会による認定状況

認定年月日 学会名 認定状況  
年 月 日

過去3年間の学会発表等\*

発表年月日 学会名 (開催場所) 演題名

過去3年間の論文発表\*\*

掲載年月 雑誌名 論文名

\*要旨を添付すること。 \*\*別刷りを添付すること。

別記様式第5号

年 月 日

農林水産大臣 へ

所在地

診療施設の開設者\*

印

小動物診療に関する臨床研修の実施状況等について（報告）

下記の診療施設における平成 年度における臨床研修の実施状況を別添のとおり報告します。

記

診療施設の名称

所在地

診療施設の管理者氏名

\*開設者が法人である場合、代表者氏名を併記すること。

(別添)

## 臨床研修実施状況等調査表

( 年度)

研修獣医師氏名 (登録番号)	臨床研修期間	研修の主な内容

### 研修委員会の実施状況及び概要

1 研修委員会の開催日時及び主な議題 年 月 日 (主な議題 ) 年 月 日 (主な議題 ) 年 月 日 (主な議題 )
2 研修プログラムの管理及び評価
3 研修獣医師の研修目標達成度の評価